

燃料電池バス燃料費支援事業実施要綱

(制定) 令和3年5月24日付3環地次第110号

(改正) 令和4年6月27日付4環地次第230号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて事業用の燃料電池バスの普及を促進するために行う「燃料電池バス導入促進事業」を補完する「燃料電池バス燃料費支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「燃料電池バス」とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、乗車定員11人以上のものとする。

(本事業の内容)

第3条 都は、燃料電池バスを導入する者に対し、燃料電池バスの運行に必要な燃料費の一部を助成する。

(助成対象者)

第4条 本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者は、民間企業とする。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令和3年4月1日以降に燃料電池バス導入促進事業助成金の交付決定を受けた燃料電池バス（以下「支援対象バス」という。）の運行に必要な燃料費の一部とする。

2 前項の規定に関わらず、助成対象者が第6条に定める助成対象期間のうち、燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費（水素燃料費）支援事業実施要綱（令和4年6月6日付4環地次第163号）第3条第1項に規定する使用者として水素の供給に係る契約を締結している期間については、本助成金を受けることはできない。

(助成対象期間)

第6条 本助成金の交付対象となる期間は、最大で支援対象バスの初度登録日（助成対象

バスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日（をいう。）から令和4年9月30日までとする。

なお、本助成金の交付の申請は年度ごとに別に定めるとおり行うものとする。

（助成金額）

第7条 本助成金の交付額は、助成対象経費から支援対象バスと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の運行に必要な燃料費を差し引いた額の1/2の額とする。

なお、本助成金の交付額の詳細な算定方法は別に定めるものとする。

（実施体制）

第8条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、第3条から前条までに規定する本助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

（実施期間）

第9条 本助成金の交付申請期間は、令和3年度から令和4年度までとする。

2 本助成金の交付は、令和4年度までに行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年5月24日付3環地次第110号）

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則（令和4年6月27日付4環地次第230号）

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。